

The Gunma Guide Winter 2025

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階 TEL 027-289-8275 FAX 027-289-8276

Gunma-ken Maebashi-shi Ote-machi 1-1-1 Showa chousha 1F

https://sites.google.com/view/gunma-onestop/ e-mail: gtia-intlgrp@gtia.jp



「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」をご利用ください

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターでは、在住外国人のために次の相談を行っております

◆ **生活に関連する相談**

日 時 月曜日～ 金曜日 9:00 ～ 17:00

◆ **法テラス（弁護士相談）（要予約）**

日 時 毎月第 2 & 4 火曜日 10:00 ～ 12:00

◆ **入管に関する相談（東京出入国在留管理局審査管理部門職員へ直接相談できます）**

日 時 毎月第 4 火曜日 10:30 ～ 15:00

場 所 群馬県前橋市大手町 1-1-1 昭和庁舎 1 階

電 話 027-289-8275



Facebook 日本語



オンライン相談

言語	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
英語、ポルトガル語、ベトナム語		○	○	○	○	○
中国語、スペイン語		○	○		○	○
ネパール語				○		

SOS

外国人のための法律相談

（無料・秘密厳守・通訳）

太田市 ◆日時： 1月26日（日）午前10時～午後3時（受付2時半まで）

◆場 所：多文化共生センター おおた（群馬県太田市飯塚町 69-3）

伊勢崎市 ◆日時： 2月9日（日）午前10時～午後3時（受付2時半まで）

◆場 所：伊勢崎市役所 東館 5 階 第 4 会議室（群馬県伊勢崎市今泉町 2-410）

◆相談員： 弁護士・行政書士・社労士

◆通 訳： 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語、ネパール語、タガログ語

◆予 約・問い合わせ先：ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

◆TEL： 027-289-8275 ※相談は予約優先です。（当日 090-1215-6113）



目 次

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター、外国人のための法律相談 SOS（太田市、伊勢崎市） P1
外国人留学生のみならず、在住外国人が引越す場合必要な手続き P2
みらい共創中学校、確定申告 2024 年度分 P3
道路交通法改訂・自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました P4

外国人留学生のみなさまへ



ハローワークまえばし留学生コーナーが4月から新しくできました。卒業後日本で就職を希望している留学生の就職相談・活動の手伝いを行っております。

留学生コーナーで相談できること

- ★卒業したあとの仕事の紹介
- ★留学中のアルバイトを紹介
- ★就職活動でわからないこと、困っていることを相談
- ★エントリーシート、履歴書のつくりかた
- ★面接の練習を実施



日本で仕事するための在留資格について相談したい場合は、毎月第4火曜日 10:30~15:00の間、群馬県外国人総合相談窓口ワンストップセンターで東京入国管理局職員へ直接相談ができます。

HELLO WORK
まえばし

LINE
公式アカウント



ハローワークまえばし 留学生コーナー

利用日時：月曜日～金曜（祝日除く）8:30 ~ 17:15

場 所：〒379-2154 群馬県前橋市天川大島町 130-1

電話番号：027-290-2111（42#）



在住外国人が引っ越し場合必要な手続き

転出・転入手続き&在留カードの住所変更手続き

外国人が異なる市町村へ引越する場合は、引越し当日までに居住地の市町村役所で転出届行わなければなりません。引越し後 14 日以内に、引越先の市町村役場で転出届 & 在留カードを持参提出し転入手続きを行う必要があります。詳細は総務省外国人転出・転入ページをご覧ください。



総務省転出・転入ページ

会社や学校へ引っ越しの報告

仕事している会社や通っている学校等に引っ越しすることを報告し、必要な手続きを行う。

電気・水道・ガスの使用停止&開始の手続

電気、水道、ガスの使用停止 & 使用開始の手続をインターネットや電話で申込み行う。

その他の私的な手続き

郵便局へ郵便物転送のため住所変更届や銀行、クレジットカード会社、携帯通信会社、インターネットサービスなどの住所変更の手続きを行っておきましょう。



みらい共創中学校（夜間中学）

・年齢や国籍に関わらず多様な人々にとって安心して学べる環境を整え、一人一人の思いや願いを自らの力で実現し、多様な人々と共生しながら、自立して、よりよく豊かに生きるために必要となる資質・能力を育成する学校です。

・何らかの理由で十分に義務教育が受けられなかった方や、外国人の方などがともに学ぶ中学校です。 *授業料・教科書は無償です。

◇入学資格

群馬県内に在住する満15歳を超えた人のうち、以下のいずれかに該当する人が対象です。

- ・学齢期に十分に学ぶことができず、義務教育が未修了の人
- ・中学校を卒業しているが、不登校等により十分に学ぶことができなかった人
- ・外国籍の方も入学できます。(学齢期の方は入学出来ません。)



◇みらい共創中学に入学するには

- ・事前面談でこれまでの学習状況等を確認します。原則第1学年4月入学ですが、第2学年や第3学年への入学や、年度途中からの入学も可能です。
- ・各学年定員は35名以内で、定員になり次第停止します。



みらい共創中学校 HP

◇みらい共創中学の場所

所在地:群馬県伊勢崎市今泉町 1-233-2(群馬県総合教育センター内)
TEL 0270-77-9798

JR両毛線 伊勢崎駅から 車で約10分
東武伊勢崎線 新伊勢崎駅から 徒歩で約10分

詳しくはみらい共創中学校 HP

確定申告 2024 年度分

期 間：2025年2月17日～3月17日

群馬県内会場その他詳細は、国税局ホームページ
又は、各税務事務所で確認できます。
(日本語情報のみ)



国税局 HP



県内税務事務所一覧

2024年11月1日・道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中の運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 ※停止中の操作は対象外

違反者は

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通に危険を生じさせる恐れのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。(受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金。)

***危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立ち入り、安全運転義務違反、通行区分違反、など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

【詳しくは、群馬県警察 HP(日本語情報のみ)】

